

〔愛知県石油コンビナート等防災計画・地域編〕

田原地区特別防災区域

田原市域

令和7年2月修正

目 次
〔田原地区特別防災区域〕
田原市域

第 1 節 防災組織	田 1
第 1 現地本部	田 1
第 2 応援協力体制	田 6
第 2 節 通報連絡体制	田 7
第 1 通報系統	田 7
第 2 情報の収集及び伝達	田 9
第 3 災害広報	田 11
第 3 節 救出救護	田 12
第 4 節 避 難	田 14
第 5 節 警戒警備	田 18
第 6 節 緊急輸送	田 20
第 7 節 交通規制	田 21
第 8 節 災害別応急対策	田 26
第 1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び高圧ガス等タンクローリーにおける災害.....	田 26
第 2 屋外タンク貯蔵所における災害	田 29
第 3 屋内貯蔵所における災害	田 29
第 4 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）における災害	田 30
第 5 移送取扱所における災害	田 30
第 6 陸上施設からの海上流出油等	田 31
第 7 着栈船舶からの海上流出油等	田 33
第 8 海上火災	田 33

田 原 市 域

第 1 節 防 災 組 織

第 1 現地本部

1 現地本部の組織

(1) 現地本部長及び現地本部員

総論編第3章第3節1「設置基準」に従い、田原市に現地本部を設置する場合における現地本部の組織は、総論編第3章第3節2「現地本部の組織」に定めるほか、次のとおりとする。（図－1）

ア 防災本部長があらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員は、表－1のとおりとする。

イ 災害の規模及び状況に応じて防災本部長が指名する現地本部員は、表－2のとおりとする。

ウ 現地本部に現地本部長を補佐するため、現地本部長補佐を置き、副市長及び教育長をもってこれに充てる。

エ 現地本部長は、現地本部員以外の者で、災害の規模及び状況に応じて現地本部に招集することができる者は、表－3のとおりとする。

表－1 あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現 地 本 部 長	現 地 本 部 員
田 原 市 長	愛知県警察本部長（代理者 田原警察署長又はその署長の指名した者） 田原市消防長

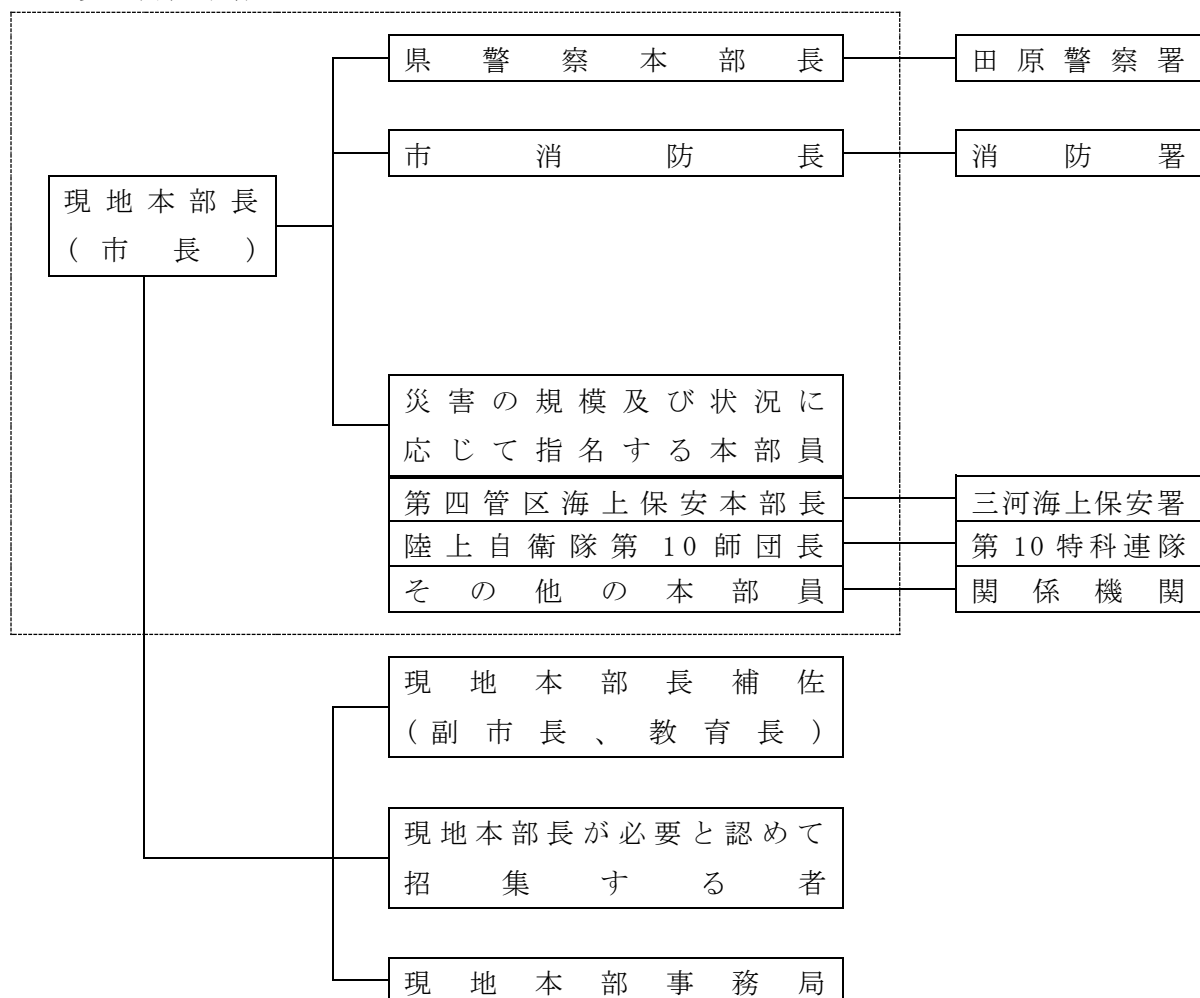
表－2 災害の規模及び状況に応じて指名する者

現地本部員	指名の基準
第 四 管 区 海 上 保 安 本 部 長	災害が海上に及び若しくは及ぶおそれのある場合
陸 上 自 衛 隊 第 1 0 師 団 長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われた場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあり現地本部長が必要と認めた場合

表－3 現地本部に招集することができる者

田原市 防 災 局 長	田原市 商 工 観 光 部 長
〃 企 画 部 長	〃 都 市 建 設 部 長
〃 総 務 部 長	〃 上 下 水 道 部 長
〃 市 民 環 境 部 長	〃 渥 美 支 所 長
〃 福 祉 部 長	〃 教 育 部 長
〃 こ ど も 健 康 部 長	〃 議 会 事 務 局 長
〃 農 林 水 産 部 長	

図－１ 現地本部の組織



(2) 現地本部事務局

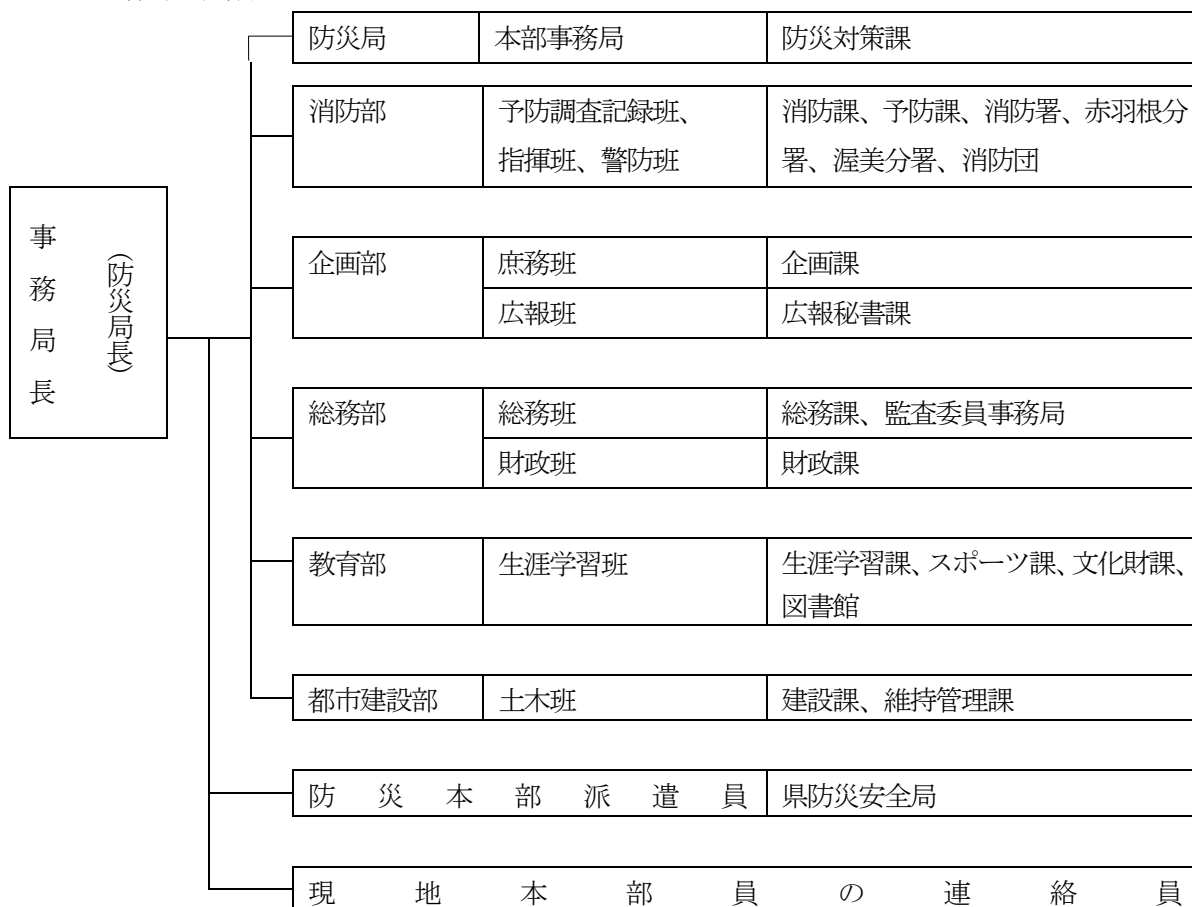
ア 事務局の組織

(ア) 現地本部に事務局を置き、田原市はその事務局として現地本部の設置及び運営に関し、必要な事務を行う。

(イ) 現地本部員は、その業務を補佐させるため、自機関の職員を連絡員として現地本部に同行することができる。

(ウ) 事務局の組織は、次図のとおりとする。(図－２)

図－２ 事務局の組織図



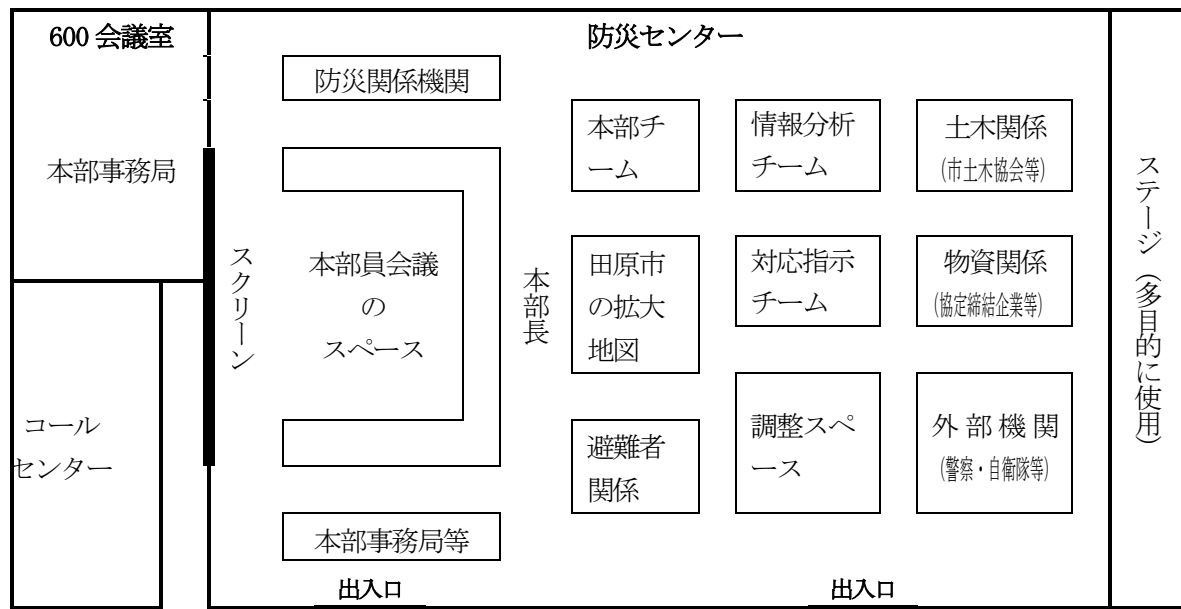
イ 事務局各係の所掌事務

部名	班名	担当課	所掌事務
防災局	本部事務局	防災対策課	(ア) 各部の事務の統括を行う。 (イ) 災害に関する情報を防災本部に対し必要の都度報告する。 (ウ) 現地本部の庶務に関するを行う。 (エ) 他の係の所掌に属しないことを行う。
消防部	予防調査記録班、指揮班、警防班	消防課、予防課、消防署、赤羽根分署、渥美分署、消防団	(ア) 各機関の実施した防衛活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 防衛活動に関し必要な事項を各機関に対して連絡調整する。 (ウ) 災害の拡大状況、鎮圧状況、出動人員、資機材一覧表等について取りまとめる。
企画部	庶務班	企画課	(ア) 救出救護活動に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (イ) 調達に関し必要な事項を各機関に対し、連絡調整する。
	広報班	広報秘書課	(ア) 各機関の実施した広報活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 報道機関に提供する災害情報資料等の作成を行う。 (ウ) 広報活動に関し、必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (エ) 各部の作成した資料等の取りまとめを行う。 (オ) 災害に関する情報の整理、記録及び保存を行う。

総務部	総務班	総務課、監査委員事務局	(ア) 各機関の実施した調達状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 各機関の実施した救出救護活動状況の収集取りまとめを行う。
	財政班	財政課	(ア) 調達すべき資機材及び緊急輸送車両等の把握を行う。 (イ) 調達資機材一覧表を作成する。 (ウ) 救出救護状況一覧表等を作成する。
教育部	生涯学習班	生涯学習課、スポーツ課、文化財課、図書館	(ア) 各機関の実施した避難活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 避難活動に関し必要な事項を各機関に対し、連絡調整する。 (ウ) 避難場所、避難者、収容状況一覧表等を作成する。
都市建設部	土木班	建設課、維持管理課	(ア) 各機関の実施した警戒警備及び交通規制活動状況の収集取りまとめを行う。 (イ) 警戒警備及び交通規制に関し必要な事項を各機関に対し連絡調整する。 (ウ) 警戒区域一覧表、交通規制実施状況表等を作成する。
商工観光部	商工班	企業立地課	(ア) 関係機関から情報を収集し取りまとめを行う。 (イ) 関係機関へ情報共有を行う。

(注) 災害応急対策にあたっての各部の任務は、田原市地域防災計画に定めるところに準拠するものとし、必要に応じて上記以外の部・班の協力を得るものとする。

ウ 現地本部及び事務局の配置図



2 現地本部の活動

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集

(ア) 災害発生事業所からの通報

災害発生事業所は、現地本部へ災害の状況、応急対策の実施状況等を逐次報告するものとする。

(イ) 防災関係機関からの収集

防災関係機関は、現地本部へ自機関の実施した応急状況等を逐次報告するものとする。

イ 防災本部への報告

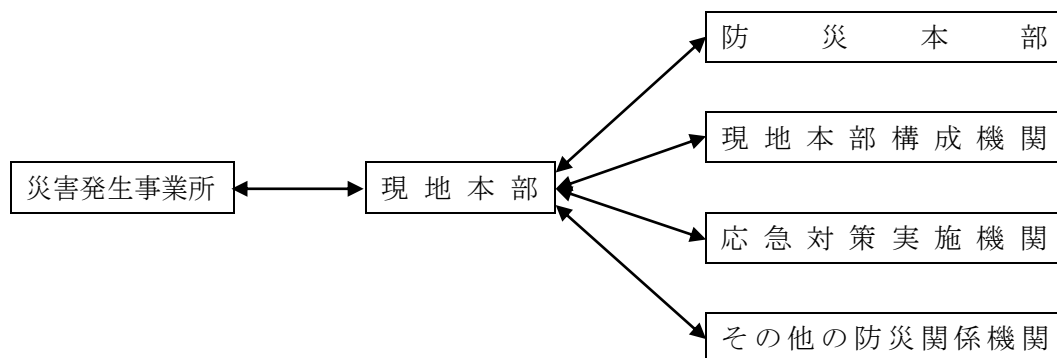
現地本部長は、総論編第5章第2節「災害情報の収集及び伝達」に定めるところにより、収集、取りまとめ資料を防災本部事務局へ報告するものとする。

ウ 防災関係機関への伝達

現地本部事務局は、他の防災関係機関が行う災害応急対策に必要な情報、資料を提供するものとする。

エ 情報の収集伝達系統図

現地本部設置時における情報の収集、伝達系統図は次のとおりとする。



(2) 活動体制の調整

現地本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関の実施する活動を調整するものとする。

(3) 応援要請

現地本部長は、災害応急対策を実施するうえにおいて必要と認めるときは、防災本部長に対して応援要請を行うものとする。

3 現地本部の設置及び廃止

(1) 設置場所

現地本部の設置場所は原則として、次の場所とする。

ただし、防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により、適当と認める場所とすることができる。

現地本部設置場所	事務局（主管課係）	電話番号
田原市役所防災センター	市防災局防災対策課	(0531)22-1111

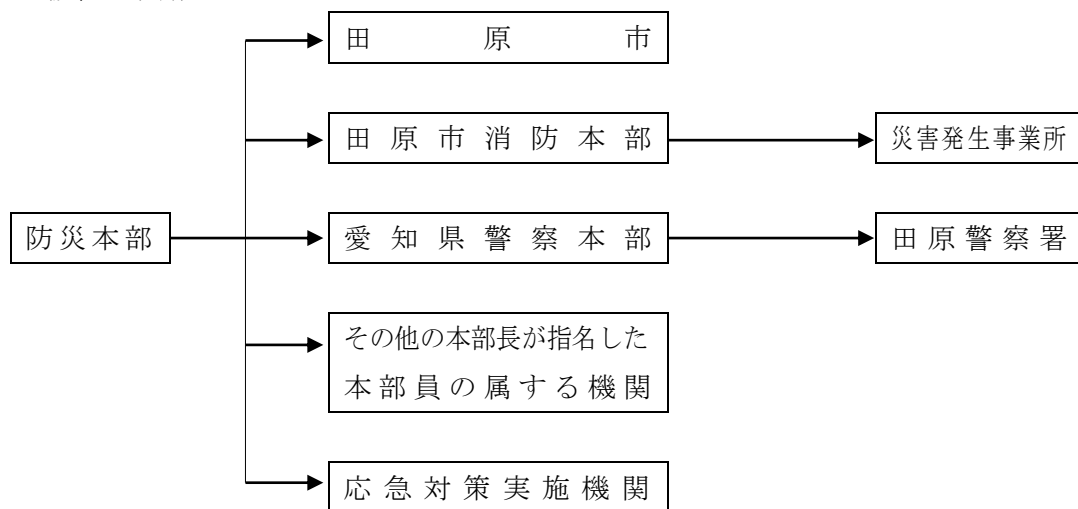
(2) 現地本部の表示

現地本部の標識は、現地本部が設置された市役所又はその他の場所の正面玄関等に掲示する。

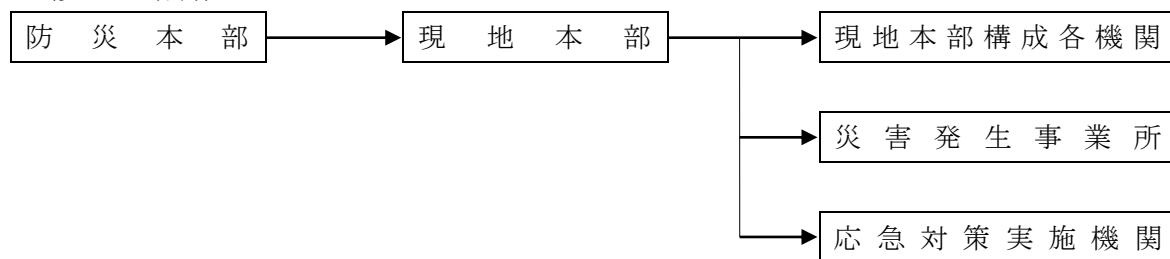
(3) 設置及び廃止の連絡方法

設置及び廃止の通知は次に定めるところにより行い、現地本部設置場所及び設置若しくは廃止時刻を通知する。

(設置の場合)



(廃止の場合)



第2 応援協力体制

1 田原市と他機関との協定

協 定 名	協 定 機 関	協 定 年 月 日
東三河消防相互応援協定	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市	平成26年3月31日
愛知県内広域消防相互応援協定	愛知県内24市2町8組合	平成15年4月1日
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県 38市14町2村8組合	令和4年4月1日
三遠南信災害時相互応援協定	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村 静岡県内8市1町 (浜松市、湖西市、袋井市、磐田市、森町、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市) 長野県内3市6町13村 (飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、駒ヶ根市、伊那市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村)	令和2年3月31日

第2節 通報連絡体制

第1 通報系統

1 非常通報の通報系統

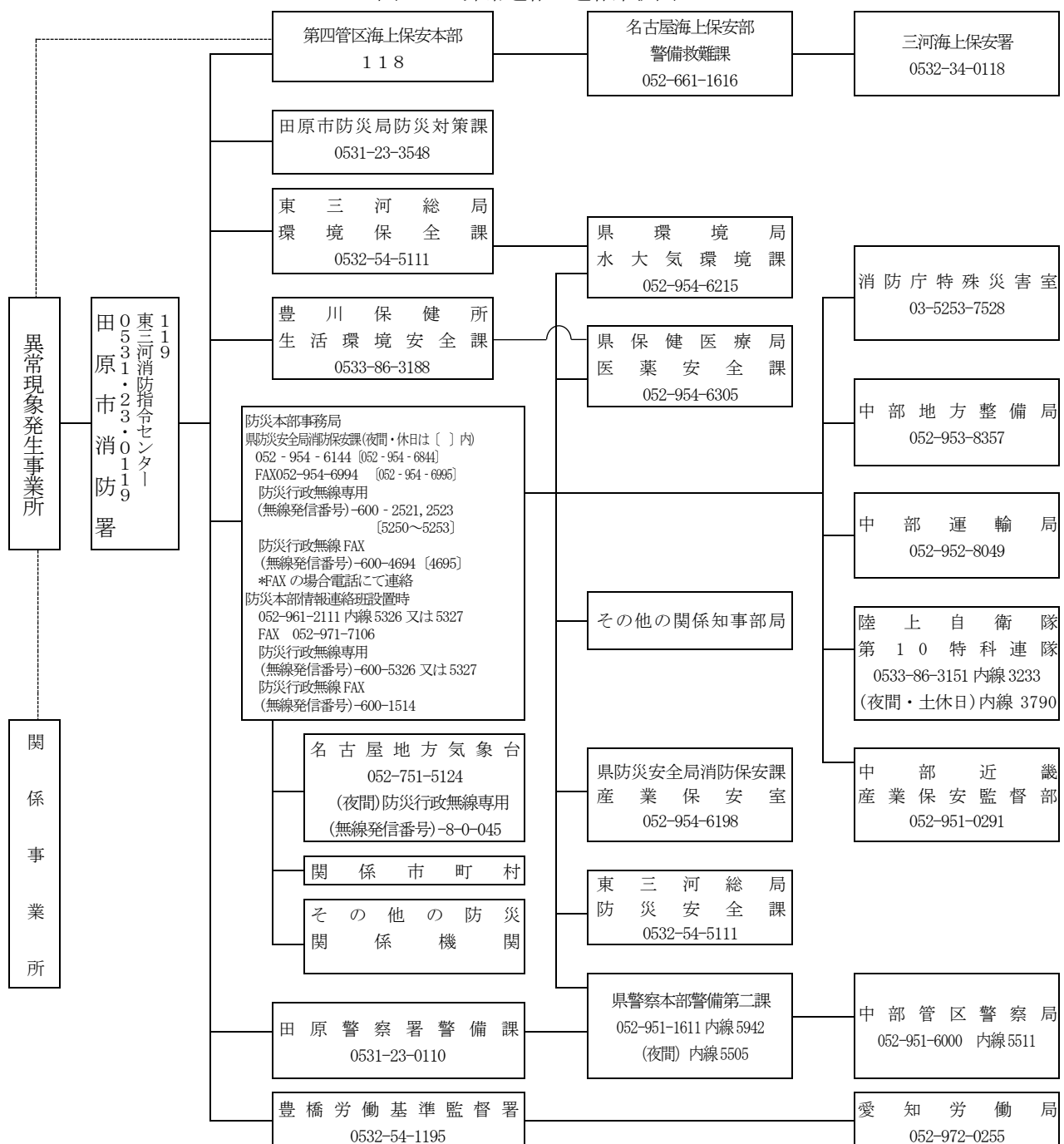
(1) 異常現象発生事業所は法第23条第1項に基づき、消防本部に通報するほか、関係事業所に連絡する。

なお、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部救難課運用司令センター（118番）にも通報するものとする。

(2) 消防本部は、前項の通報を受けた場合は、速やかに総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式（特定の事故）」により図-3「非常通報の通報系統図」に示された関係各機関に通報する。

なお、第1報通報後、通報内容に変動が生じた場合は、適宜第2報以降を通報するものとする。

図-3 非常通報の通報系統図



2 気象情報等の伝達

気象情報等の伝達は迅速かつ確実に受領し、住民、特定事業所、船舶等に伝達し、災害に対処する体制を整え被害を最小限度にとどめるようにするものとする。

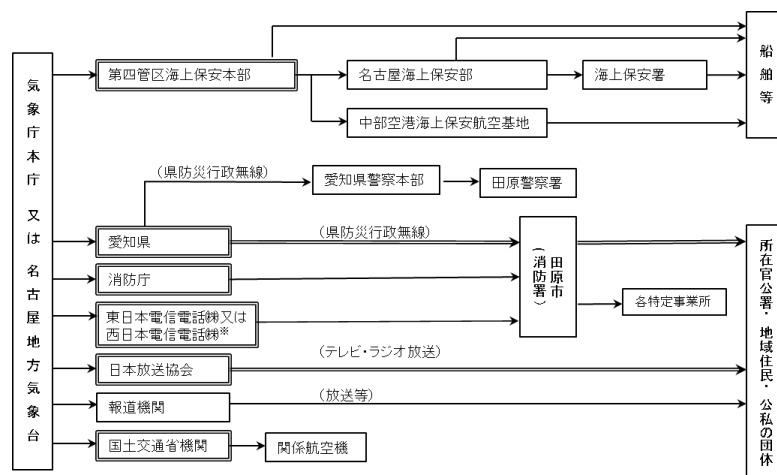
(1) 気象情報等の種類

大雨特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報、大雨警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報

(2) 伝達系統

気象情報等の伝達系統は次のとおりとする。

大雨特別警報・暴風特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・大雨警報・
暴風警報・波浪警報・高潮警報の伝達系統図

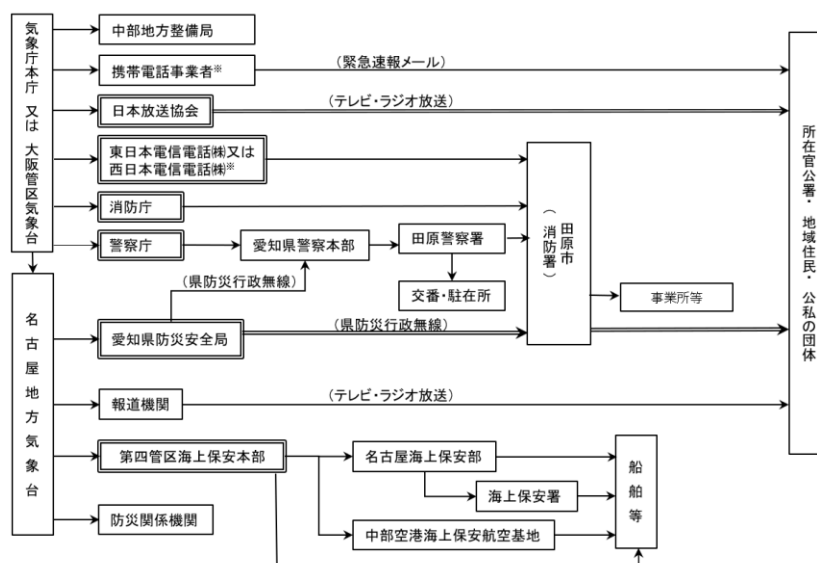


※気象庁から東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

津波警報等の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話㈱又は西日本電信電話㈱には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。

※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注) 津波警報等とは、大津波警報、津波警報、津波注意報、南海トラフ地震に関連する情報。

注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2 情報の収集及び伝達

防災関係機関及び特定事業所等は、その所掌する事務又は業務について積極的に職員を動員するとともに、相互に協力し、災害応急対策活動等を実施するに必要な情報の収集、伝達を行う。

1 収集及び伝達の方法

(1) 特定事業所等

発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要等について、総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式（特定の事故）」により市消防署（現地本部が設置されている場合は、同本部事務局総務班）へ報告する。

(2) 市消防署

災害発生事業所等からの情報及び自ら収集した情報を、第1「通報系統」の図-3「非常通報の通報系統図」により関係各機関（現地本部が設置されている場合は同本部事務局総務班）に伝達する。

(3) その他の防災関係機関

市消防本部以外の各防災関係機関は、それぞれの組織を通じて所掌する防災活動の内容等の情報収集に努めるとともに、収集した情報を防災本部事務局（現地本部が設置されている場合は、同本部事務局総務班）に伝達する。

2 情報の伝達時期及び内容

(1) 災害発生の直後

災害応急対策の実施状況と今後の実施予定

(2) 災害応急対策の実施中

ア 災害の状況

イ 災害応急対策の実施状況

ウ 今後予想される災害の態様

エ 今後必要とされる対策

オ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項

カ その他必要な事項

(3) 災害応急対策の完了後

災害応急対策状況の全般に関する事項

3 通信手段の確保

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施するものとするが、自己の保有する通信施設が損壊し、使用できないときは、他の防災関係機関及び関係事業所の通信施設、携帯無線、移動無線等の利用により通信手段の確保に努めるものとする。このため防災関係機関及び関係事業所は、相互に通信施設の利用について、あらかじめ調整しておくものとする。

4 報告書の提出

(1) 特定事業所の通報義務者は、当該特定事業所における事故について、総論編掲載の様式1「石油コンビナート等災害防止法関係事故報告書」（正本1通、副本3通）により、事故発生から10日以内に市長に報告するものとする。

(2) (1)による報告書の提出を受けた市長は、副本1通を(3)に定める事故報告に添付して県に提出するものとする。この場合、次の事項に関する意見を添付する。

ア 現行法令、基準等に関する意見

イ 実験研究を要すると思われる事項

ウ 経済産業省、総務省消防庁に対する要望

エ その他

- (3) 市長は、特定事業所における事故について、総論編掲載の様式2「事故報告」を事故発生月の翌月の15日までに防災本部事務局長宛てに提出するものとする。

第3 災害広報

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 田原市
- (3) 防災関係機関

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

災害発生事業所は、災害が区域外に及ぶおそれがある場合、広域班を編成し、事業所所有の広報車等を利用して、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

(2) 市の措置

ア 広報の内容

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市民に対し必要な情報を速やかに周知徹底して人心の徒らな動揺を避け、被害の拡大防止を図るため災害の状況、災害の応急対策の実施状況等を周知するよう広報に努めるものとする。

広報内容は、おおむね次のとおりとし、災害の状況に応じて適宜内容を選択して実施するものとする。

- (ア) 災害の発生状況（日時、場所、災害発生原因等）
- (イ) 避難の指示及び避難場所
- (ウ) 地域住民等のとるべき措置及び心得
- (エ) 災害応急対策の実施状況
- (オ) 医療救護所の開設状況
- (カ) 災害発生地付近の交通（陸上、海上）規制状況
- (キ) その他人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項

イ 広報の方法

広報車の利用及び各種報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等あらゆる広報媒体を利用して迅速かつ的確な広報を行うものとする。この場合、内容が実施機関によって異なることのないように連絡、調整を十分とるようにする。

ウ 報道機関への協力

市は特別防災区域周辺の住民等に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合には報道機関が行う取材活動に対して積極的に協力するものとする。

(3) 防災関係機関の措置

防災関係機関は、それぞれ得た情報を必要に応じ、所有の広報手段をもって地域住民等に周知するものとする。

第3節 救 出 救 護

1 実施機関

区 分	機 関 名
救 出	1. 田原市（消防署、消防団） 2. 県警察（田原警察署） 3. 三河海上保安署
救 急 搬 送	1. 田原市（消防署、消防団） 2. 県警察（田原警察署） 3. 三河海上保安署
医 療 救 護	1. 田原市 2. 田原市医師会 3. その他関係機関及び特定事業所等

2 実施内容

（1）市の措置

ア 救出

（ア）爆発、引火又は毒性ガスの発生する危険物が多量に貯蔵され、あるいは取扱われている施設等の火災は、人命危険が大きいため、これらの危険物より災害が発生したときは、消防隊が現場到着以前に死傷者が発生しているのが実情である。また、危険物の状態により噴流出、あるいは爆発する等、一様ではないが、次のことに留意し行動するものとする。

- a 現場到着と同時に災害程度の確認に努め、風向、地形、付近の状況等を観察の上、危険区域を指定し避難の方向を定める。
- b 要救助者のあるときは直ちに救出に着手することは勿論、作業を容易にするため必要な場合は注水、除去等を積極的に実施する。
- c 中心部の救出作業は、地形地物等の利用に細心の注意を払い、要救助者に対する防毒マスク等も用意するとともに隊員の危険防止を図る。
- d その他危険物の状態に応ずる。
- e 救出にあたっては自力避難可能者と不能者に区別して行動する。
- f 要救助者を発見しても火災により隊員が近寄れない場合は、防御中のノズルを集中して要救助者の保護にあたり、援護注水を併用して救出に当たる。

（イ）人命救助は、救助組織を確立し、組織的に行動することが大切である。専任の救助隊を編成することが必要であるが、消防力その他の関係により本市においては、最先着隊の一部の隊員を指定し人命救助に当たらせるものであるが、災害の規模により組織及び編成を増強するものである。

イ 救急搬送

救出された負傷者は必要に応じ応急措置を施し、担架又は救急車及びその他の車両により指定された医療救護所又は医療機関に搬送する。

ウ 医療救護

避難場所及び災害現場において、負傷者に対して応急医療を実施するとともに、必要に応じ医療救護所を開設する。医療救護の実施が困難な場合は、他の市町村又は県、その他防災関係機関に対して応援の要請を行う。

(2) 県警察（田原警察署）の措置

市及び関係機関と緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については、医療機関（医療救護所を含む。）に収容する。

(3) 三河海上保安署の措置

ア 市及び県警察と連携して被災者の救出を行う。

イ 救急搬送

救出した被災者のうち、負傷者等医療救護を要する者については、市及び県警察と緊密な連携のもとに医療機関（医療救護所を含む。）に収容する。

ウ 医療救護

医療機関等より応援の要請を受けた三河海上保安署は、積極的にその業務に協力する。

(4) その他の防災関係機関及び特定事業所等の措置

ア 県は、市から要請があった場合、災害対策本部の指示により、必要な医療救護班の編成を災害拠点病院、日本赤十字社愛知県支部及び県医師会に要請し、出動する。

さらに、医療及び助産の確保を必要とする場合は、自衛隊、国立病院機構又は他県に対して応援を要請する。

イ 日本赤十字社愛知県支部、県医師会及び国立病院機構は、県から応援要請を受けたとき、又は必要があると認めるときは、必要な医療救護を実施する。

ウ 特定事業所等は、応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

3 応援協力関係

市長は、救出救護等について、あらかじめ市内医師会等と協議しておくものとするが、現地本部のみでは救出救護の実施が困難な場合は、防災関係機関へ応援について要請するものとする。

応援の要請を受けた機関は、積極的に協力するものとする。

第4節 避難

1 実施機関

- (1) 田原市（消防署、消防団）
- (2) 県警察（田原警察署）
- (3) 三河海上保安署

2 実施内容

(1) 市の措置

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められるときは、危険地域の居住者に対し避難のための立退きを指示するものとする。

ア 避難の指示の徹底

(ア) 県及び関係機関等への伝達

市長が避難のため立退きを指示したときは警察署長及び海上保安署長に通知するとともに知事にその旨を報告する。なお、避難場所として利用する施設の管理者に連絡し協力を求める。

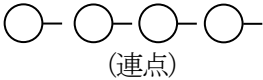
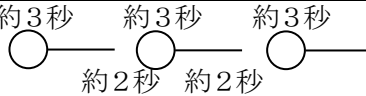
(イ) 住民への周知徹底

市長は避難のための立退きを指示したとき及び警察署長又は海上保安署長からその旨の通知を受けたときは避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を対象地区の住民に周知させる。

周知徹底の手段としては、広報車、伝達員、放送等実情に即した方法による。

(ウ) 信号による伝達

警鐘信号、サイレン信号による避難信号は次によるものとし、信号の内容を周知させるため、他の方法（防災行政無線、広報車、電話等により避難の指示等）による伝達も合わせて行うものとする。

区分	打鐘信号	余いん防止付サイレン信号	関連信号
避難信号	 (連点)	 約3秒 約3秒 約3秒 約2秒 約2秒	消防信号（近火信号） 水防信号（避難信号）

イ 避難の方法

(ア) 避難は原則として住民が自主的に行うものとする。ただし、自力により避難が不可能な場合、その他の状況によっては各関係機関による誘導又はあらかじめ計画された車両等により行う。

(イ) 避難所の設置

市長は、避難が可能な施設を調査し、管理者等の承諾を得て事前に指定し、使用方法等について協議しておく。

事前に指定した避難所は、図－4「避難路及び緊急輸送路図」及び表－4「避難場所一覧」のとおりである。

(ウ) 避難所の開設

市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに、その状況を電話等で防災本部に報告するものとする。

(2) 県警察（田原警察署）の措置

ア 避難の指示

（ア）災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合で、特にその必要があると認められる事態において、市長が立退きを指示することができないと認めるとき又は市長からの要求があったときは、自ら立退きを指示する。なお、この措置をとったときは、直ちに市長に通知する。

（イ）災害で危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その場の危害を避けるために、避難させる等必要な措置をとる。

イ 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、市と緊密な連絡のもとに現場の状況に応じ、交通規制を実施するなど、避難を容易にするように努め、可能な限り市の定める避難場所に誘導する。

(3) 三河海上保安署の措置

ア 避難のため必要と認めるときは、現場周辺の海域における船舶の航行を制限し、若しくは禁止する。

また、必要と認めるときは、巡視艇により避難の誘導を行う。

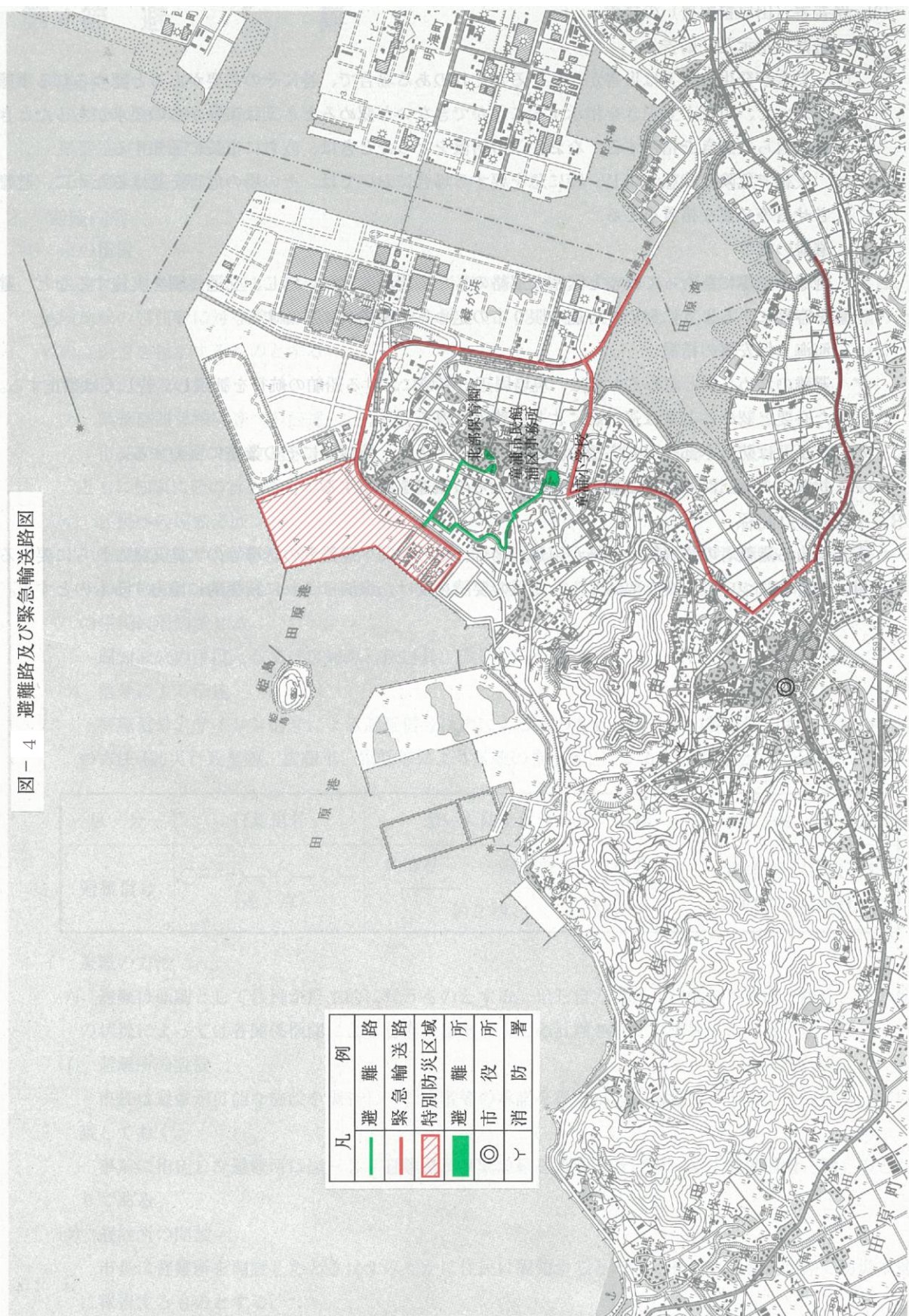
イ 市長又は防災本部長から応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

ウ 状況により三河海上保安署長は、他部署からの派遣を要請する。

3 応援協力関係

市長は、自ら避難者の誘導等の実施が困難な場合、他の機関へ避難者の誘導等の実施又はこれらに要する要員、資材等について応援を要請する。応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

図-4 避難路及び緊急輸送路図



表－４ 避難場所一覧表

施設名	所在地	収容 可能 人員 (名)	施 設 の 構 造	炊事施設の有無	寝具類(式)	特別防災 区域から の 距 離 (m)	電 話 番 号
童浦市民館 浦区事務所	田原市浦町原屋敷 78－2	800	鉄筋 2 階	有	無	1, 200	(0531) 23－0660
童浦小学校	〃 浦町米山 64－1	900	〃	〃	〃	1, 700	〃 22－0279

第5節 警 戒 警 備

1 実施機関

- (1) 田原市（消防署、消防団）
- (2) 県警察（田原警察署）
- (3) 三河海上保安署

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特別防災区域及びその周辺における人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

また、警戒警備の実施にあたっては、関係警察署及び防災関係機関と協力して行うものとする。

イ 警戒区域の設定

災害の規模及び状況により一様ではないが、道路、河川、空地などの警戒線として区域を設定するものとする。

ウ 警戒体制

地 区 名	警 戒 部 隊 名	活 動 内 容
波 瀬 地 区	田原市消防団 南部分団 田原市消防署	飛火、延焼防止、可燃物の除去
西 浦 地 区	田原市消防団 中部・童浦分団 田原市消防署	〃
浦 地 区	田原市消防団 東部・神戸分団 田原市消防署	〃
片 浜 ・ 片 西 地 区	田原市消防団 野田分団 田原市消防署	〃

(2) 県警察（田原警察署）の措置

ア 警察署長は、市長（消防署長等）の要求があった場合、この要求に基づき警戒区域を設定する。前記設定権者が現場にいないときは、災害の規模により、図－5「交通規制計画」の各第1次及び第2次規制区域を基準として必要な警戒区域を設定する。

イ 警戒区域の設定にあたっては、地域住民の安全と、関係機関の実施する救助活動等の応急措置の円滑を図るように努める。

ウ 警戒線は、立看板、ロープ、赤旗、赤色灯等の資機材を活用して設定し、住民に徹底する。

エ 警戒線及びその周辺には、必要な要員を配置して立入禁止等の群衆整理を行う。

オ 警戒区域内及びその周辺の警らを強化し、危険防止と各種犯罪の予防取締を行う。

(3) 三河海上保安署の措置

三河海上保安署長は、災害の発生又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域に設定する。

なお、状況により、三河海上保安署長は他部署からの派遣を要請する。

第6節 緊 急 輸 送

1 実施機関

- (1) 田原市
- (2) 三河海上保安署
- (3) その他の防災関係及び特定事業所等

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 輸送力の確保

市は、災害時における応急対策要員、資機材等の輸送については緊急性を必要とするので、輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ必要な輸送力の確保に努めるものとする。

イ 緊急輸送の必要が生じた場合は、図－4「避難路及び緊急輸送路図」に定める緊急輸送路等により最も適切な方法で災害応急対策及び救助活動に従事する者の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等を実施するものとする。

(2) 三河海上保安署の措置

三河海上保安署は巡視艇により災害対策要員及び必要資機材の輸送に当たる。なお、状況により三河海上保安署長は他部署からの派遣を要請する。

(3) その他の防災関係機関及び特定事業所等の措置

その他の防災関係機関及び特定事業所等は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

- (1) 輸送力に不足を生じたときは、県、防災関係機関、事業所等に対し、応援を要請するものとする。
- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

第7節 交 通 規 制

1 実施機関

- (1) 道路管理者
- (2) 県警察（田原警察署）
- (3) 三河海上保安署

2 実施内容

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損、欠壊等により交通が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 県警察（田原警察署）の措置

ア 規制の方法

県警察（田原警察署）は、発生した災害の規模に応じ、図－5「交通規制計画」により、必要な交通規制を実施する。

イ 標識の設置

交通規制を行う場合は、必要なところに規制内容を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要するため標識の設置が困難なときは、現場警察官の指示、その他適宜の方法により、通行の禁止、制限等の規制を実施したことを明示する。

ウ 広報

交通規制の広報については、立看板、案内板、広報車等の活用を図るほか、ラジオ、テレビ等の積極的な協力を得て実施する。

(3) 三河海上保安署の措置

ア 規制の方法

災害発生海域及びその周辺海域における船舶交通の安全を確保するため必要があるときは、危険海域を設定し、危険海域内の船舶に対し、その海域から退去あるいはその海域に進入してくる船舶の進入禁止等を命ずる。

また、災害応急対策活動の遂行上、支障のある海域を船舶禁止区域とするほか、付近船舶に対し、う回航路を設定又は速力制限を行い、防災活動を阻害しないように措置する。

イ 標識の設置

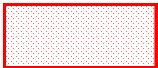
交通規制海域を明示するため浮標等の標識を設置する。

ウ 広報

交通規制海域を設定した場合、現場においては巡視船艇により航行船舶等に周知するとともに、その旨を緊急通信、安全通信、港長公示等によるほか報道機関への協力要請により周知徹底をする。

図－5 交通規制計画

凡 例

記号	内容
	特 別 防 災 区 域
	緊 急 交 通 路
	規 制 路 線 及 び 番 号
	規 制 地 域
	要 員 配 置 地 点 及 び 番 号 規 制 地 点 整 理 地 点
	う 回 路
	警 察 署

規制の区分

区 分	内 容
第1次規制	事故発生直後において実施する。
第2次規制	災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、 規制路線（地域）を拡大強化する。

田原地区の交通規制計画

区分 規制別 区域別		交通規制路線（区域）	要員配置地点																							
			番号	署 別	地点（交差点）名	規 制 内 容																				
田 原 地 区	田 原 市	第 1 次 規 制	<table><tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>区間</th><th>距離</th></tr><tr><td>①</td><td>㊦豊橋渥美線</td><td>緑が浜～西浦橋西</td><td rowspan="2">6.2km</td></tr><tr><td>②</td><td>㊦波瀬前南瀬古線</td><td>西浦橋西～田原埠頭入口</td></tr><tr><td>③</td><td>㊦西浦団地線</td><td>浦郵便局前～西浦団地</td><td>0.8</td></tr><tr><td>④</td><td>㊦浦中央線</td><td>浦郵便局前～光崎</td><td>2.1</td></tr></table>	番号	路線名	区間	距離	①	㊦豊橋渥美線	緑が浜～西浦橋西	6.2km	②	㊦波瀬前南瀬古線	西浦橋西～田原埠頭入口	③	㊦西浦団地線	浦郵便局前～西浦団地	0.8	④	㊦浦中央線	浦郵便局前～光崎	2.1	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	田原 〃 〃 〃 〃 〃	緑 が 浜 童 浦 小 西 田 原 埠 頭 入 口 童 浦 小 南 〃 白 谷 その他主要地点	北進禁止 北進禁止 北進禁止 緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導 緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導 北進禁止 東進禁止 緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導 地域内への車両の進入禁止その他整理誘導
		番号	路線名	区間	距離																					
①	㊦豊橋渥美線	緑が浜～西浦橋西	6.2km																							
②	㊦波瀬前南瀬古線	西浦橋西～田原埠頭入口																								
③	㊦西浦団地線	浦郵便局前～西浦団地	0.8																							
④	㊦浦中央線	浦郵便局前～光崎	2.1																							
		第 2 次 規 制	<table><tr><th>番号</th><th>路線名</th><th>区間</th><th>距離</th></tr><tr><td>④</td><td>㊦豊橋渥美線</td><td>緑が浜～浦郵便局前</td><td>1.4 km</td></tr><tr><td>⑤</td><td>㊦豊橋渥美線</td><td>白谷～浦郵便局前</td><td>3.6</td></tr></table>	番号	路線名	区間	距離	④	㊦豊橋渥美線	緑が浜～浦郵便局前	1.4 km	⑤	㊦豊橋渥美線	白谷～浦郵便局前	3.6	④ ⑤ ⑦ ⑧ ⑨	田原 〃 〃 〃 〃	童 浦 小 南 白 谷 消 防 署 前 蔵 王 山 入 口 その他主要地点	北進禁止 東進禁止 緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導 緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導 地域内への車両の進入禁止その他整理誘導							
番号	路線名	区間	距離																							
④	㊦豊橋渥美線	緑が浜～浦郵便局前	1.4 km																							
⑤	㊦豊橋渥美線	白谷～浦郵便局前	3.6																							

[illegible]

第8節 災害別応急対策

第1 高圧ガス製造所、貯蔵所及び高圧ガス等タンクローリーにおける災害

1 実施機関

(1) 災害発生事業所

(2) 田原市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 漏洩、火災、爆発いずれの場合も全体制とし、事故発生と同時に緊急通報連絡系統図に定める緊急通報を実施する。

イ 事業所内におけるすべての作業の全面停止、緊急しゃ断弁の閉止を行う。

ウ 漏洩事故の場合は、事業所内火気使用禁止、電源のしゃ断及び必要に応じ隣接事業所に対して火気使用禁止等を要請する。

エ 二次被害（火災、爆発）発生防止体制を確立する。

オ 火災（爆発）事故の場合は、冷却散水を行い貯槽の破損を防止するとともに他貯槽へ移充てん可能な場合は移充てんを行う。

カ 消火を行った後、なおガス漏洩防止処置ができない時は消火をしない。

キ 消火関係機関到着時における状況報告、誘導、助言等を行う。

(2) 市の措置

ア 出動体制及び活動内容等

災害の種類	出動体制	機関名(部隊名)	人員	資機材	数量	活動内容
漏洩	1次	消防本部署	5 12	タンク車 ポンプ車 大型水そう車 広報車 査察車 指揮車 応急対策資材 油吸着材 油中和剤 オイルフェンス 土のう スコップ	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1. 漏洩物質の拡散防止を行う。 2. 漏洩物質の回収作業を行う。 3. 消防警戒区域の設定を行う。 4. 応急対策資材の搬送を行う。 5. 二次災害発生防止対策を行う。 6. 災害情報の収集、連絡を行う。 7. 他防災関係機関に対する応援要請を行う。 8. 災害広報を行う。 9. 非番職員の召集を行う。 10. 負傷者の救出、救護、搬送を行う。
	2次	消防本部署	5 15	化学車 救助工作車 救急車 資材搬送車 広報車	1 1 2 1 1	
		消防団	必要人員	ポンプ車 小型動力ポンプ	必要 台数	
火災	1次	消防本部署	8 27	3点セット タンク車 ポンプ車 はしご車 化学車 広報車 査察車 指揮車	1 1 1 1 1 2 1 1	1. 火災の鎮圧に当たる 2. 延焼防止活動を行う。 3. 消火活動上必要な資機材の確保を行う。 4. 消防警戒区域の設定を行う。 5. 災害情報の収集、連絡を行う。 6. 災害広報を行う。 7. 他防災関係機関に対する応援要請を行う。 8. 非番職員の召集を行う。 9. 負傷者の救出、救護、搬送を行う。
		消防団	150	ポンプ車 小型動力ポンプ	4 2	
	2次	消防本部署	3 12	救助工作車 救急車 資材搬送車 広報車	1 2 1 1	
		消防団	必要人員	ポンプ車 小型動力ポンプ	必要 台数	
爆発	爆発規模に応じ火災に準じた出動体制をとる。					同上

イ 市消防団人員機械配備表

区分 分団別	人 員	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ 積 載 車
消 防 団 長	1 人		
消 防 副 団 長	3		
東 部 分 団	62	1	1
神 戸 //	82	1	2
南 部 //	50		2
野 田 //	61	1	1
中 部 //	60	1	1
童 浦 //	59	0	2
赤 羽 根 //	92	1	2
泉 //	60	1	1
福 江 //	115	2	2
伊 良 湖 岬 //	70	1	2
計	715	10	15

ウ 応急対策用土のう保管場所一覧

場 所	数 量
東 部 地 区	1,400 袋
神 戸 //	2,000
南 部 //	1,200
野 田 //	1,400
中 部 //	1,400
童 浦 //	1,400
赤 羽 根 //	2,400
泉 //	1,200
福 江 //	2,400
伊 良 湖 岬 //	1,400
計	16,200

3 応援協力関係

災害想定によれば、多数の消防車等が必要となる場合が考えられる。従って、特別防災区域所在市町村は相互に一体となって、県下統一的な応援協力体制を確立するものとする。

第2 屋外タンク貯蔵所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 田原市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 漏洩

- (ア) 防災規定に基づき次の措置を行う。
 - a 緊急通報連絡の実施。
 - b 自衛防災隊を編成し、次の活動を行う。
 - (a) 漏洩油の拡散防止対策及び回収を行う。
 - (b) 二次災害（火災、爆発等）に備えて消火体制を確立する。
- (イ) 防災関係機関等に対する情報の提供及び必要に応じて応援要請を行う。

イ 火災及び爆発火災

- (ア) 防災規定に基づき次の措置を行う。
 - a 緊急通報連絡の実施。
 - b 自衛防災隊を編成し、次の活動を行う。
 - (a) 初期消火活動及び拡大防止対策を行う。
 - (b) 近接可燃物等の除去及び冷却注水を行う。
- (イ) 防災関係機関等に対する情報の提供及び必要に応じて応援要請を行う。

(2) 市の措置

本節第1「高圧ガス製造所、貯蔵所及び高圧ガス等タンクローリーにおける災害」の市の措置に準じ、災害の規模等の状況に応じ適宜、出動体制を減ずるものとする。

第3 屋内貯蔵所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 田原市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 漏洩

- (ア) 事故発見と同時に緊急通報連絡系統による緊急通報連絡を実施する。
- (イ) 漏洩油の拡散防止対策を実施する。
- (ウ) 漏洩油の回収作業を実施する。
- (エ) 二次災害（火災、爆発等）に備えての消火体制を確立する。
- (オ) 防災関係機関に対する情報の提供及び協力を行う。

イ 火災

- (ア) 事故発見と同時に緊急通報連絡系統による緊急連絡を実施する。
- (イ) 自衛消防組織による消火活動を実施する。

- a 必要に応じ隣接事業所へ応援要請を行う。
- b 近接可燃物等の除去及び冷却注水を行う。
- c 防災関係機関到着時における情報の提供及び協力を行う。

ウ 爆発

火災の際の措置に準ずる。

(2) 市の措置

本節第1「高圧ガス製造所、貯蔵所及び高圧ガス等タンクローリーにおける災害」の市の措置に準じ、災害の規模等の状況に応じ適宜、出動体制を減ずるものとする。

第4 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）における災害

1 実施機関

(1) 災害発生事業所

(2) 田原市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア すべて全体制とし事故発見と同時に緊急通報連絡系統による緊急通報を実施する。

イ 入出荷作業の全面停止を行う。

ウ 自衛防災組織による漏洩拡散防止、回収作業の実施、二次災害（火災、爆発等）発生防止を行う。

(2) 市の措置

本節第1「高圧ガス製造所、貯蔵所及び高圧ガス等タンクローリーにおける災害」の市の措置に準じ、災害の規模等の状況に応じ適宜、出動体制を減ずるものとする。

第5 移送取扱所における災害

1 実施機関

(1) 災害発生事業所

(2) 田原市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

本節第2「屋外タンク貯蔵所における災害」に準じた措置を行う。

(2) 市の措置

本節第1「高圧ガス製造所、貯蔵所及び高圧ガス等タンクローリーにおける災害」に準じた措置を行う。

(3) 応援協力機関の措置

市は、必要な場合、東三河地区消防相互応援協定により応援要請を行うものとする。

第6 陸上施設からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 三河海上保安署
- (3) 田原市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

- ア 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- イ 所有する防災船等を出動させ、流出油等の拡散防止に当たる。
- ウ 流出油等拡散調査及び現場付近海域の警戒警備を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人員	資 機 材	数量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5 人			1. 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇を出動させ、防災関係機関と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止に当たる。 3. 巡視船艇及び航空機により浮流油等調査並びに現場付近海域の警戒を行う。 4. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気の制限又は禁止等の措置を講ずる。 5. 災害発生施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
(名古屋海上保安部)	115	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	640 m 6,120 ℓ 484 kg 1 式 1 式	
(衣浦海上保安署)	16	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	220 m 270 ℓ 335 kg	
(三河海上保安署)	17	油処理剤 油吸着材	918 ℓ 170 kg	
〔中部空港海上保安 航 空 基 地〕	50	油処理剤 油吸着材	342 ℓ 69 kg	
(四日市海上保安部)	44	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット	1,000 m 6,600 ℓ 570 kg 1 式	
(鳥羽海上保安部)	78	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	140 m 4,572 ℓ 419 kg 1 式 2 式	
〔鳥羽海上保安部 浜 島 分 室〕	12	油処理剤 油吸着材	620 ℓ 103 kg	
(尾鷲海上保安部)	54	油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	2,214 ℓ 399 kg 1 式 1 式	
田原市		オイルフェンス 油吸着剤	60 m 90 kg	1. 災害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 沿岸漂着油の防除措置を講ずるとともに、地先海面の浮流油を巡視、警戒する。 3. 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。
田原市消防本部		オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	120 m 2,022 ℓ 283 kg	
中部地方整備局	34	油回収船	2 隻	油回収船を出動させ、流出油の除去を行う。

第7 着積船舶からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 三河海上保安署
- (3) 田原市

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

本節第6「陸上施設からの海上流出油等」の災害発生事業所の措置に準じた措置を行う。

- (2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
三河海上保安署	(本節第6、2、(2)に同じ。)			1～4は、本節第6、2、(2)の1～4に同じ。 5. 船体並びに流出油等の非常処分を行う。 6. 災害発生船舶に対し、災害局限措置の指示を行う。
田原市	(本節第6、2、(2)に同じ。)			本節第6、2、(2)に同じ。

第8 海上火災

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 三河海上保安署
- (3) 田原市

2 実施内容

- (1) 災害発生事業所の措置

ア 所有する防災船等より、必要な消火活動を実施する。

イ 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5 人			1. 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。 3. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行う。 4. 災害発生船舶又は施設に対し、局限措置の指示を行う。 5. 船体等の非常処分を行う。 6. 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火並びに他への波及防止に当たる。
（名古屋海上保安部）	115	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	7,200 ℓ 2,000 kg	
（衣浦海上保安署）	16	泡消火薬剤	100 ℓ	
（三河海上保安署）	17	泡消火薬剤	500 ℓ	
〔中部空港海上保安 航 空 基 地〕	50	泡消火薬剤	180 ℓ	
（四日市海上保安部）	44	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	13,400 ℓ 2,000 kg	
（鳥羽海上保安部）	78	泡消火薬剤	600 ℓ	
〔鳥羽海上保安部 浜 島 分 室〕	12	泡消火薬剤	420 ℓ	
（尾鷲海上保安部）	54	泡消火薬剤	2,200 ℓ	
田 原 市 消 防 本 部		泡消火薬剤	7,760 ℓ	1. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。 2. 消防計画等により消防隊を出動させ、第四管区海上保安本部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火及び流出危険物の拡散防止活動を実施する。 消火活動等を実施するにあたっては、陸上への波及防止について十分に留意するものとする。 なお、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に綿密な連絡のもとに円滑な消火活動を実施するものとする。